

令和 7 年度松浦市鳥獣捕獲管理支援システム導入業務
事業者選定審査会設置要領

1 目的

この要領は令和 7 年度松浦市鳥獣捕獲管理支援システム導入業務における受託候補者を選定するにあたり、提案された内容を審査するため、松浦市鳥獣捕獲管理支援システム導入業務事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 組織

（１）審査会は、次に掲げる者のうちから委員長及び 6 人以内の委員をもって組織し、審査が終了するまで公表しない。

ア 市職員

イ ア以外の専門的な知識、経験を有する者

ウ その他市長が必要と認める者

（２）委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

（３）委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者が職務を代理する。

（４）委員が提案者の関係人となったと市長が認めるときは解任されるものとする。

3 検討事項

（１）評価基準の決定に関すること。

（２）受託候補者の選定に関すること。

4 会議

（１）審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長がこれを招集し、議長となる。

（２）会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない

（３）会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（４）委員長は、必要があると認められる場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（５）会議録を作成し、会議は原則として非公開とする。

（６）審査結果は、公表するものとする。

5 秘密の保持

委員は、審査を通して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

6 設置期間

審査会の設置期間は、受託候補者の選定までとする。

7 その他

この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

8 庶務

審査会の庶務は、農林課において処理する。